

令和元年度事業報告書

社会福祉法人 朝倉社会事業協会

1. 法人、及び施設事務の適正な運営と推進を強化し、主体性の確立を図るため、各施設運営の調整と適正化を図った。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、施設における面会や外出の制限、マスク着用、入居者・児童・職員の毎日の健康チェック（検温等）、施設内の消毒を徹底して実施、感染者はない。引き続き感染予防に努める。

2. 朝倉苑事業について

現行事業に関しては、養護老人ホームの慢性的な欠員状況が継続しており、資金的に見ても事業継続が困難な状況である。介護保険事業においては、特別養護老人ホームの非常用自家発電設備整備、通所介護の浴室等改修工事を施工した。今後においては、施設全体で、個別ケアに向けた取り組みを継続して行い、入居者が今までの暮らしの継続ができるように、また自分の家と思えるような生活環境の構築を含むサービスの品質向上に向け、適正な人員配置とより良い職員処遇を行うことで、これからの運営を行っていく。

- (1) 施設サービス事業

- ① 養護老人ホーム

入居者の高齢化に伴い、身体レベルの低下が著しくみられ、職員が提供するケアも複雑化している。このような状況に対応していくため、職員の専門性を高めながら利用者のニーズを把握し、より良いサービスを提供するよう努めた。

- ② 特別養護老人ホーム

介護保険制度仕組みの中、施設サービス（多床室・個室ユニット）計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他日常生活の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、入居者がその有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービス方針を策定し、実施した。

③ 短期入所生活介護事業

要介護状態等となった高齢者に対し、その方々が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、その他日常生活上の介助、機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針としてサービスの提供向上に努めた。

(2) 在宅サービス事業

① 通所介護事業所美和の里

要介護状態になった高齢者を対象に、その方々が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針としてサービスの提供向上に努めた。

② 在宅介護支援センター

筑前町からの委託事業として、筑前町に居住する高齢者を対象として各種のサービスの提供を図った。

③ 朝倉苑居宅介護支援事業

要介護状態等となった高齢者を対象に、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づいてその方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すると共に介護保険サービス等が確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行うことを方針として必要なサービスの提供を行った。

3. ひばりが丘学園について

近年の社会情勢の変動により、家庭の役割機能が低迷し、児童虐待や青少年の犯罪は急増している。このような状況下、家庭において基本的な生活習慣や社会性が修得されず、更に人格形成に必要な依存対象を獲得できないまま入所してくる子どもたちにとって、施設が安全でかつ安心して生活できる場となるべく、児童一人ひとりの抱える課題を発達段階に応じ専門的支援を行うこと、更に施設退所後新たな環境に適応できるよう、きめ細かな支援を行い、児童の権利が擁護されるべく処遇向上に努めた。

4. 朝倉苑、ひばりが丘学園において、非常時対策上の防災訓練を実施し、入所者（児）に遺憾のないよう努めた。